

令和4年度 福岡地方最低賃金審議会
第2回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

資料目次

資料No.1	令和4年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿……………	1
資料No.2	都道府県別特定最低賃金額（輸送用機械器具製造業関係）……………	3
資料No.3	令和4年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳…………… （輸送用機械器具製造業）	5
資料No.4-1	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… （輸送用機械器具製造業：労働者側） 【令和4年8月17日：第2回運営小委員会資料】	9
資料No.4-2	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… （輸送用機械器具製造業：使用者側） 【令和4年8月17日：第2回運営小委員会資料】	11
資料No.5	令和4年 福岡県賃金実態調査結果…………… （輸送用機械器具製造業）	13

令和4年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和4年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	○ ^{つる} 鶴 ^{りえ} 利絵	弁護士
	◎ ^{なかの} 中野 ^{ゆみこ} 由美子	社会保険労務士
	^{ひらき} 平木 ^{しんお} 真朗	西南学院大学 商学部 准教授
労働者代表委員	^{にしむら} 西村 ^{わたる} 渡	日産労連 九州・中四国地域本部 副本部長
	^{はまき} 濱崎 ^{たけひろ} 健泰	トヨタ自動車九州労働組合 書記長
	^{よしむら} 吉村 ^{じゅんじ} 淳治	全日本自動車産業労働組合総連合会 福岡地協 議長
使用者代表委員	^{おだ} 小田 ^{れいいち} 礼一	日産自動車九州株式会社 人事渉外部 人事課長
	^{つぼね} 坪根 ^{けんたろう} 謙太郎	トヨタ自動車九州株式会社 人財開発部 労政室長
	^{よしおか} 吉岡 ^{ひでき} 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である

令和3年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(輸送用機械)

(令和3年度最賃額順)

加重平均額:964円(※)

番号	都道府県名		最低賃金の名称	R2年度最賃額	R3年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R3	県最賃額未満	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	兵庫	B	輸 送 機 械	978	1002	24	2.45%	28	928		74	108.0%	12,970
2	大阪	A	輸 送 機 械 (自)	970	998	28	2.89%	28	992		6	100.6%	14,210
3	大阪	A	一般機械・輸送機械	968	997	29	3.00%	28	992		5	100.5%	55,960
4	埼玉	A	輸 送 機 械	966	990	24	2.48%	28	956		34	103.6%	44,070
5	愛知	A	輸 送 機 械	957	976	19	1.99%	28	955		21	102.2%	275,780
6	静岡	B	一般機械・輸送機械	951	970	19	2.00%	28	913		57	106.2%	114,100
7	京都	B	輸 送 機 械	947	968	21	2.22%	28	937		31	103.3%	8,440
8	山口	C	輸 送 機 械	937	965	28	2.99%	28	857		108	112.6%	15,550
9	三重	B	輸 送 機 械	942	962	20	2.12%	28	902		60	106.7%	34,000
10	滋賀	B	輸 送 機 械	936	957	21	2.24%	28	896		61	106.8%	8,970
11	福岡	C	輸 送 機 械	944	957	● 13	● 1.38%	28	870		87	110.0%	22,800
12	岐阜	C	輸 送 機 械 (自)	932	951	19	2.04%	28	880		71	108.1%	16,340
13	栃木	B	輸 送 機 械	920	947	27	2.93%	28	882		65	107.4%	22,510
14	石川	C	輸 送 機 械	922	946	24	2.60%	28	861		85	109.9%	3,410
15	山梨	B	輸 送 機 械	919	938	19	2.07%	28	866		72	108.3%	3,370
16	広島	B	輸 送 機 械 (自)	915	938	23	2.51%	28	899		39	104.3%	32,890
17	岡山	C	輸 送 機 械 (自)	921	936	15	1.63%	28	862		74	108.6%	13,710
18	群馬	C	輸 送 機 械	910	935	25	2.75%	28	865		70	108.1%	41,420
19	富山	B	一般機械・輸送機械	912	934	22	2.41%	28	877		57	106.5%	12,410
20	長野	B	一般機械・輸送機械	905	927	22	2.43%	28	877		50	105.7%	41,520
21	島根	D	輸 送 機 械	887	919	32	3.61%	32	824		95	111.5%	1,960
22	北海道	C	輸 送 機 械	889	917	28	3.15%	28	889		28	103.1%	970
23	秋田	D	輸 送 機 械	877	907	◎ 30	◎ 3.42%	30	822		85	110.3%	2,690
24	熊本	D	輸 送 機 械	888	902	14	1.58%	28	821		81	109.9%	9,150
25	大分	D	輸送機械(自・船)	878	894	16	1.82%	30	822		72	108.8%	8,420
26	福島	D	輸 送 機 械	870	890	20	2.30%	28	828		62	107.5%	9,730
27	山形	D	輸 送 機 械	861	888	27	3.14%	29	822		66	108.0%	4,890
28	神奈川	A	輸 送 機 械	855	855	申出無し		28	1040	○	-185	82.2%	
29	東京	A	輸 送 機 械	838	838	★ 0	★ 0.00%	28	1041	○	-203	80.5%	

※「◎」は最大値、「●」は最小値。なお、「★」は金額審議を経ていないため、加重平均額の算定にあたっては含めず。また、「県最賃額未満」も当該算定には含めず。

令和4年度 特定最低賃金改正決定申出状況

資料番号
No. 3

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		適用労働者数 (A)人	合意した 又は協約 適用労働 者数 (B)人	合意者又は 協約適用労働者割合 (%) $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
			労働協約	公正競争			
令和4年6月20日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,970	3,975	57.0%
令和4年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		21,520	9,182	42.7%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,800	9,904	43.4%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 英幸	○		9,550	8,601	90.1%
令和4年6月27日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		15,120	5,633	37.3%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

令和4年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		合意した 又は協約 適用労働 者数(B)	合意者又は 協約適用労 働者割合 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	協定最低 賃金額 (C)	(参考) 差額 (C-D)
			労働 協約	公正 競争				
令和4年6月20日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		3,975人	57.0%	1,018円	38円
					6,970人		980円	103.88%
令和4年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		9,182人	42.7%	1,003円	56円
					21,520人		947円	105.91%
令和4年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		9,904人	43.4%	1,005円	48円
					22,800人		957円	105.02%
令和4年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 秀幸	○		8,601人	90.1%	1,004円	45円
					9,550人		959円	104.69%
令和4年6月27日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		5,633人	37.3%	900円	3円
					15,120人		897円	100.33%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

令和4年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】輸送用機械器具製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最低賃金 (時間額) 令和4年度	協定最低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最低賃金 (時間額) 令和2年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月14日	8,400 名	¥1,017	¥993	¥993
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月1日	327 名	¥1,038	¥1,021	¥1,021
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年6月1日	173 名	¥1,054	¥1,054	¥1,054
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年6月25日	95 名	¥1,005	¥1,005	¥1,005
〇〇株式会社	〇〇労働組合	-	- 名	-	¥978	¥978
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和2年6月1日	909 名	¥1,017	¥1,017	¥1,017
株式会社〇〇	〇〇労働組合	-	- 名	-	¥971	¥971
株式会社〇〇	〇〇労働組合	-	- 名	-	¥966	¥966
合計			9,904 名	最低 :¥1,005	最低 :¥966	最低 :¥966

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 輸送用機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1-1.

一昨年の小委員会に於いては、現下の新型コロナウイルス感染症による影響で、賃金改正における可否判断を行うには、時期尚早との結論に至り、判断を先延ばしとした。昨年も継続して改正の水準を論議したものの、全国最低の引き上げ額に留まっており、改めて、改正決定の必要性が有る事を前提に意見を述べる。

1-2.

自動車産業は我が国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業であり、産業を活性化させることが、日本全体の経済活性化、さらには地域経済の活性化に繋がるものである。また、福岡県における適用労働者数は、22,800名と昨年比99.6%(22,900名)と高止まりしており、2015年対比では146%(15,700名)と、福岡県内においても基幹産業で有ると共に、一昨年・昨年危惧した雇用の喪失は、数値上みられない。

2.

高い生産性を生み出す自動車産業において、低廉な賃金が横行することは、産業内の公正な競争環境を阻害し、自らの高い付加価値生産性を毀損することにも繋がりがかねない。加えて、他産業と比べ産業内の賃金格差が大きい。全ての労働者の生活安定と事業の公正競争の確保を図るためには、賃金格差の是正に寄与すべく、特定(産業別)最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠である。

また、自動車工業会・部品工業会として、H19年に経済産業省が策定した「自動車産業適正取引ガイドライン」に基づき、会員企業を中心に自主行動計画を作成し、「調達5原則」を「適正取引推進宣言」として表明している。

サプライチェーン全体に適正化への姿勢が示され、行動に移して以降5年目となり、中小零細企業において、商品の適正価格や、人員不足 及び、最低賃金引き上げによる影響を加味した、取引価格設定の土壌が、浸透しつつある。

3.

2022年総合生活改善の取り組みにおいては、過去から8年継続して、自動車産業を支える中小企業、非正規労働者の更なる底上げを図って来ており、日本経済・自動車産業全体を持ち上げ、健全で持続的な成長へとつなげるべく、自動車総連全体で力を合わせて、前進させる取り組みを行ってきた。自動車総連の賃金改善分獲得状況では、企業別規模で300人未満の賃金改善分は、1,693円と平均(1,441円)を7年連続上回る、最も高い賃金改善分獲得額となった。また非正規雇用で働く仲間の平均回答額は12.4円/時(同11.8円/時)となった。

4.

企業内最低賃金についても、自動車総連の平均締結額は164,556円(8/1時点)で、昨年の162,827円から1.854円以上引き上げとなり、これを時給に換算(*)すると、1,011円となる。 *製造部門の所定労働時間1,952hより算出

更に、本特定最賃の基礎水準となる、企業内の基幹業務に従事する個別銘柄の最低賃金を、企業労使で確認書を基に開示する交渉を進めている。

5.

特定(産業別)最低賃金は、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、産業の健全発展に寄与すべく、地域別最低賃金の上に、自動車産業にふさわしい水準で設定していくことが重要。 ついては、産業にふさわしい水準に引き上げなければならない。とりわけ、地域別最低賃金が格差是正のもとに物価上昇分とあわせて示された目安(30円)であり、本年においては、特定(産業別)最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、確実に引き上げる必要がある。 以上の理由により、福岡県輸送用機械器具製造業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車およびその部品の製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

■改定及び引き上げ水準については、短期的課題と中期的な環境を見極めながら、より慎重な労使の話し合いが必要と考える。

(1) 輸送用機械器具製造を取り巻く環境

▽輸送用機械器具製造業(自動車産業)は、カーボンニュートラル(脱炭素化)に向けた車両の電動化・BEV化と言われるような産業構造そのものの大転換が明確になってきた。内燃機関から電池等へ、自動車本体、構成品も大きく変化し、生産者も販売者も、業界を越えた多様化や競争の激化が拡大する予測されている。

▽足下の自動車産業を取り巻く環境も、非常に厳しく、新型コロナウイルス感染症、上海ロックダウン等に伴う部品調達難や半導体等不足、ウクライナ危機、原材料価格の高騰、為替相場の急変動等のリスクにさらされながら、販売台数の低下、生産の非稼働を余儀なくされている。自動車大手7社の直近21年度の販売台数は、20年度より2年連続で▲10%(19年度比)と低迷しており、また九州の自動車生産台数も、21年度実績の105万台は、20年度124万台比 ▲15%、一昨年19年度141万台比▲25%と大幅な減産となっている。

▽なお、製造業(福岡県)の21年度の求人数は、20年度より回復したものの19年度比▲0.5%のレベル、鉱工業指数(九州)も、21年度通期99.3、22年4月は98.7、19年度の103レベル以降低い。また、有効求人倍率(福岡県)も、19年度の1.5倍超レベルから

- 下落以降、21年度も1.0～1.1倍レベルで低迷。直近6月は1.17倍であったが、南九州は1.4倍レベルであり、見劣りする。因みに、半導体メーカー等の進出等での南九州の雇用拡大は、今後の福岡県の自動車産業としては魅力向上等が課題となると思われる。
- ▽今年22年度の自動車各社の台数予想は、前年比増加(約+4.5%)を見込むが、引き続き半導体不足・部品不足等の影響により、当面は減産調整を視野に入れねばならない等、状況は厳しい。第1四半期の結果も厳しい状況である。
- ▽長期的には、海外市場拡大(アジア・アフリカ等の新興国)による需要の増加や電動化における電池生産事業の拡大等の可能性もあり、その受け皿として、九州・福岡の輸送用機械器具製造業においても、成長の機会は多々あると展望される。一方で、その電動化への設備投資やデジタル化投資、自動化や環境対応投資等をはじめとして、投資負担は拡大が必然である。あわせて、上記で述べてきた世界的な様々なリスクや地域における自然災害のリスク等も踏まえながら、福岡・九州から展開していくためには、収益・コスト競争力の強化、シビアな原価低減の努力が一層必要である。
- ▽昨年、一昨年の輸送機械器具製造業の特定最低賃金は、専門部会にて、使用者側からは、『九州の生産台数が低迷する中での改定は、地場関連企業の更なる負担増となり、事業自体の存続にも影響しかねない。業績の回復や生産性の向上が見られることが改定の前提』と意見させていただき、『R2年(±0)、R3年(+13)』となりました。
- ▽今年も、上記で示したとおり、生産状況に大きな好転は未だ見られず、さらに原材料価格の高騰(企業物価指数の急激な上昇等)も加わった渦中での改定・引き上げは、難易度が高いと評価します。下記(2)に示しているように福岡県の特定最低賃金のレベルが、優位性があることも鑑みつつ、今年の改定・引き上げは、労使での更なる慎重な話し合い、審議・判断が必要と思料します。

(2)特定最低賃金の水準について

▽下記①～③等の優位性を踏まえ、労使で慎重に審議すべきと考える。

① 他都道府県との対比(令和3年度)

- ・[福岡県] 特定970円、地域別870円=『差額+87円、差率110%』
- ・[29県平均]特定942円、地域別875円=『差額+63円、差率109%』
- ⇒福岡県は29県中、差額(6位)・差率(7位)と上位である

② 消費者物価指数との対比(R2年=100)

福岡市:101.4 北九州市:101.9(R4年6月)⇔特定最賃:101.3(R4年1月)

③ 福岡県製造業平均賃上げ率との対比

- 平均賃上げ(R4年4月):2.27% ⇔ 特定最賃(R4年1月):1.01%
- 平均賃上げ(R3年4月):1.83% ⇔ 特定最賃(R2年12月):0%

以上

令和4年
福岡県賃金実態調査結果
(輸送用機械器具製造業)

福岡労働局労働基準部監督課賃金室

目次

1	調査の概要	1
2	日本標準産業分類（輸送用機械器具製造業関係）	2
3	賃金統計用語の解説について	3
4	令和4年調査結果	
	(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	4
	(2) 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率	6
	(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	8
5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	9
6	最低賃金に関する基礎調査票	10

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E31（輸送用機械器具製造業） 常用労働者100人未満規模の民営事業所から、一定の方法により抽出した事業所とした。

ただし、E313（船舶製造・修理業、船舶用機関製造業）、E3191（自転車・同部分品製造業）を除く。

4 調査対象期間及び労働者

令和4年6月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

ただし、30人以上の規模の事業所については全労働者の1/2を調査対象労働者とした。

5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は130事業所に対して通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」の72事業所分についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

なお、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

6 集計項目

就業形態別、規模別及び1時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

7 規模別・事業所数及び労働者数

規模計		1～9人規模		10～29人規模		30～99人規模	
事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
182	4,208	74	241	48	839	60	3,128

※ 表中の事業所数は「事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）」に基づく母集団数である。

日本標準産業分類
(輸送用機械器具製造業関係)

311 自動車・同附属品製造業

3111 自動車製造業(二輪自動車を含む)

主として各種自動車(二輪自動車を含む)の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てを行う事業所をいう。

3112 自動車車体・附随車製造業

主として乗用車、トラック、バスの車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所及びトレーラを製造する事業所をいう。

3113 自動車部分品附属品製造業

主として自動車部分品及び附属品を製造するが、自動車完成品を製造しない事業所をいう。

312 鉄道車両・同部分品製造業

3121 鉄道車両製造業

主として鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客車及び貨車並びに特殊鉄道の用に供する車両の製造、修理又は改造を行う事業所をいう。

3122 鉄道車両用部分品製造業

主として鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。

314 航空機・同附属品製造業

3141 航空機製造業

主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所をいう。

3142 航空機用原動機製造業

主として航空原動機及びその部分品を製造するが、完成航空機の製造若しくは組立てを

行わない事業所をいう。

3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業

主として他に分類されない航空機部分品及び補助装置を製造するが、完成航空機の組立てを行わない事業所をいう。

315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業

主としてフォークリフトトラック及び同部分品、附属品を製造する事業所をいう。

3159 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

主として他に分類されない構内を走行する運搬車両及び同部分品、附属品を製造する事業所をいう。

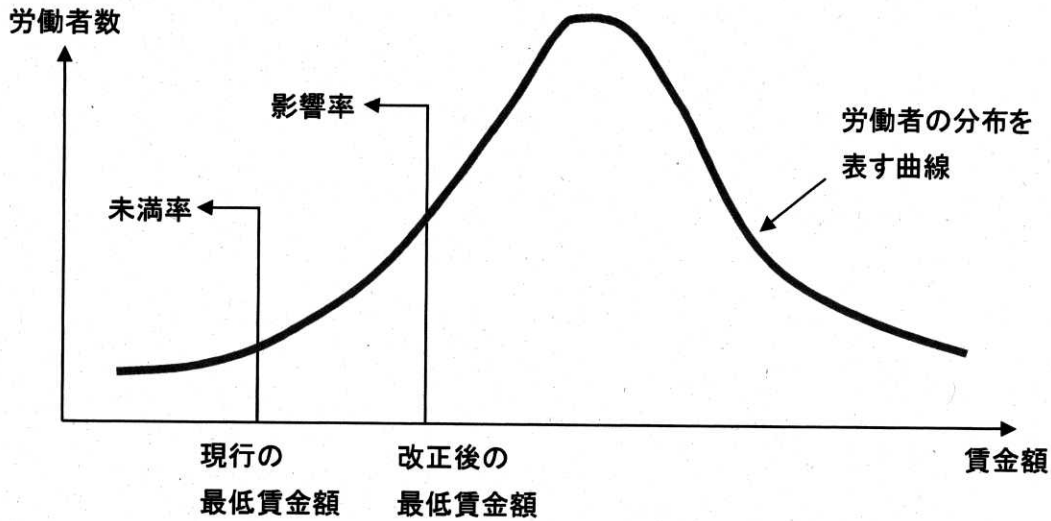
319 その他の輸送用機械器具製造業

3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業

主として畜力による乗物(荷牛馬車、馬車、そり、小形そり)及びその部分品、人力車、リヤカーのような他に分類されない輸送車両及び部分品を製造する事業所をいう。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ（数値）を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1（=5%）の順位（位置）にある数値

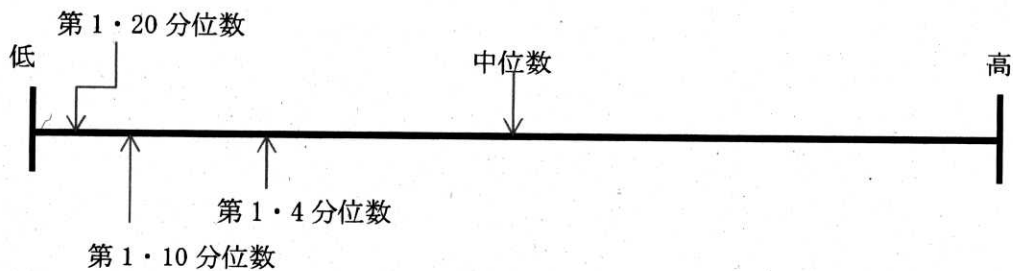
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1（=10%）の順位（位置）、4分の1（=25%）の順位（位置）にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1（=50%）の順位（位置）にある数値



すべての対象データを小さい順（低い方から高い方）に横に並べたイメージ図

令和4年 就業形態別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～936	401	9.5	9.5	221	5.6	5.6	179	62.2	62.2
947	9	0.2	9.7	9	0.2	5.9	0	0.0	62.2
948	8	0.2	9.9	4	0.1	6.0	3	1.2	63.4
949	2	0.0	10.0	2	0.0	6.0	0	0.0	63.4
950	11	0.3	10.2	9	0.2	6.3	2	0.6	64.0
951	2	0.0	10.3	0	0.0	6.3	2	0.6	64.6
952	0	0.0	10.3	0	0.0	6.3	0	0.0	64.6
953	10	0.2	10.5	10	0.3	6.5	0	0.0	64.6
954	0	0.0	10.5	0	0.0	6.5	0	0.0	64.6
955	3	0.1	10.6	2	0.0	6.6	2	0.6	65.2
956	4	0.1	10.7	0	0.0	6.6	4	1.5	66.7
957	76	1.8	12.5	65	1.7	8.2	11	3.9	70.6
958	0	0.0	12.5	0	0.0	8.2	0	0.0	70.6
959	4	0.1	12.6	4	0.1	8.3	0	0.0	70.6
960	23	0.5	13.1	2	0.0	8.4	21	7.2	77.8
961	4	0.1	13.2	4	0.1	8.5	0	0.0	77.8
962	32	0.8	14.0	32	0.8	9.3	0	0.0	77.8
963	4	0.1	14.1	4	0.1	9.4	0	0.0	77.8
964	16	0.4	14.5	16	0.4	9.8	0	0.0	77.8
965	4	0.1	14.6	4	0.1	10.0	0	0.0	77.8
966	4	0.1	14.7	4	0.1	10.1	0	0.0	77.8
967	4	0.1	14.8	4	0.1	10.2	0	0.0	77.8
968	2	0.0	14.9	2	0.0	10.2	0	0.0	77.8
969	9	0.2	15.1	9	0.2	10.4	0	0.0	77.8
970	21	0.5	15.6	19	0.5	10.9	2	0.6	78.4
971	0	0.0	15.6	0	0.0	10.9	0	0.0	78.4
972	6	0.1	15.7	6	0.2	11.1	0	0.0	78.4
973	2	0.0	15.7	2	0.0	11.1	0	0.0	78.4
974	0	0.0	15.7	0	0.0	11.1	0	0.0	78.4
975	0	0.0	15.7	0	0.0	11.1	0	0.0	78.4
976	51	1.2	17.0	51	1.3	12.4	0	0.0	78.4
977	4	0.1	17.1	4	0.1	12.5	0	0.0	78.4
978	11	0.3	17.3	8	0.2	12.7	3	1.2	79.6
979	0	0.0	17.3	0	0.0	12.7	0	0.0	79.6
980	3	0.1	17.4	3	0.1	12.8	0	0.0	79.6
981	2	0.0	17.4	0	0.0	12.8	2	0.6	80.2
982	6	0.1	17.6	6	0.2	13.0	0	0.0	80.2
983	10	0.2	17.8	10	0.3	13.3	0	0.0	80.2
984	2	0.0	17.9	2	0.0	13.3	0	0.0	80.2
985	6	0.1	18.0	6	0.2	13.5	0	0.0	80.2
986	9	0.2	18.2	9	0.2	13.7	0	0.0	80.2
987	4	0.1	18.3	4	0.1	13.8	0	0.0	80.2

令和4年 就業形態別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
988	0	0.0	18.3	0	0.0	13.8	0	0.0	80.2
989	13	0.3	18.6	13	0.3	14.1	0	0.0	80.2
990	0	0.0	18.6	0	0.0	14.1	0	0.0	80.2
991	19	0.5	19.1	17	0.4	14.6	2	0.6	80.8
992	0	0.0	19.1	0	0.0	14.6	0	0.0	80.8
993	0	0.0	19.1	0	0.0	14.6	0	0.0	80.8
994	0	0.0	19.1	0	0.0	14.6	0	0.0	80.8
995	2	0.0	19.1	2	0.0	14.6	0	0.0	80.8
996	15	0.4	19.5	15	0.4	15.0	0	0.0	80.8
997	9	0.2	19.7	9	0.2	15.2	0	0.0	80.8
998	2	0.0	19.7	0	0.0	15.2	2	0.6	81.4
999	0	0.0	19.7	0	0.0	15.2	0	0.0	81.4
1,000	63	1.5	21.2	44	1.1	16.3	19	6.6	88.0
1,001	9	0.2	21.4	9	0.2	16.5	0	0.0	88.0
1,002	0	0.0	21.4	0	0.0	16.5	0	0.0	88.0
1,003	0	0.0	21.4	0	0.0	16.5	0	0.0	88.0
1,004	0	0.0	21.4	0	0.0	16.5	0	0.0	88.0
1,005	13	0.3	21.7	13	0.3	16.9	0	0.0	88.0
1,006	10	0.2	22.0	10	0.3	17.1	0	0.0	88.0
1,007	4	0.1	22.1	4	0.1	17.2	0	0.0	88.0
1,008 ~ 1,009	13	0.3	22.4	13	0.3	17.6	0	0.0	88.0
1,010 ~ 1,019	49	1.2	23.6	43	1.1	18.7	6	2.1	90.1
1,020 ~ 1,029	71	1.7	25.2	67	1.7	20.4	4	1.5	91.6
1,030 ~ 1,039	44	1.0	26.3	44	1.1	21.5	0	0.0	91.6
1,040 ~ 1,049	55	1.3	27.6	55	1.4	22.9	0	0.0	91.6
1,050 ~ 1,059	101	2.4	30.0	94	2.4	25.3	7	2.4	94.0
1,060 ~ 1,069	63	1.5	31.5	63	1.6	26.9	0	0.0	94.0
1,070 ~ 1,079	34	0.8	32.3	34	0.9	27.7	0	0.0	94.0
1,080 ~ 1,089	65	1.5	33.8	65	1.7	29.4	0	0.0	94.0
1,090 ~ 1,099	54	1.3	35.1	54	1.4	30.8	0	0.0	94.0
1,100 ~ 1,199	472	11.2	46.3	472	12.0	42.8	0	0.0	94.0
1,200 ~ 1,299	429	10.2	56.5	419	10.7	53.5	9	3.2	97.2
1,300 ~ 1,399	449	10.7	67.2	449	11.4	65.0	0	0.0	97.2
1,400 ~ 1,499	308	7.3	74.5	308	7.9	72.8	0	0.0	97.2
1,500 ~	1073	25.5	100.0	1,065	27.2	100.0	8	2.8	100.0
計	4,208	100.0		3,920	100.0		288	100.0	
月平均賃金額	227,292			235,733			112,576		
月一人当たり労働時間数	168			172			117		
第1・20分位数	899			930			870		
第1・10分位数	950			966			870		
第1・4分位数	1,027			1,056			880		
中位数	1,234			1,255			920		
時間当たり平均額	1,350			1,379			965		

令和4年 規模別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～936	12	5.1	5.1	189	22.5	22.5	200	6.4	6.4
947	0	0.0	5.1	0	0.0	22.5	9	0.3	6.7
948	4	1.7	6.8	3	0.4	22.9	0	0.0	6.7
949	0	0.0	6.8	2	0.2	23.1	0	0.0	6.7
950	0	0.0	6.8	7	0.8	23.9	4	0.1	6.8
951	0	0.0	6.8	2	0.2	24.1	0	0.0	6.8
952	0	0.0	6.8	0	0.0	24.1	0	0.0	6.8
953	0	0.0	6.8	2	0.2	24.3	9	0.3	7.1
954	0	0.0	6.8	0	0.0	24.3	0	0.0	7.1
955	0	0.0	6.8	3	0.4	24.7	0	0.0	7.1
956	0	0.0	6.8	0	0.0	24.7	4	0.1	7.2
957	0	0.0	6.8	15	1.8	26.6	61	1.9	9.2
958	0	0.0	6.8	0	0.0	26.6	0	0.0	9.2
959	0	0.0	6.8	0	0.0	26.6	4	0.1	9.3
960	0	0.0	6.8	5	0.6	27.2	17	0.6	9.9
961	0	0.0	6.8	0	0.0	27.2	4	0.1	10.0
962	0	0.0	6.8	2	0.2	27.4	30	1.0	11.0
963	0	0.0	6.8	0	0.0	27.4	4	0.1	11.1
964	0	0.0	6.8	3	0.4	27.8	13	0.4	11.5
965	0	0.0	6.8	0	0.0	27.8	4	0.1	11.7
966	0	0.0	6.8	0	0.0	27.8	4	0.1	11.8
967	0	0.0	6.8	0	0.0	27.8	4	0.1	11.9
968	0	0.0	6.8	2	0.2	28.0	0	0.0	11.9
969	0	0.0	6.8	0	0.0	28.0	9	0.3	12.2
970	0	0.0	6.8	3	0.4	28.4	17	0.6	12.8
971	0	0.0	6.8	0	0.0	28.4	0	0.0	12.8
972	0	0.0	6.8	2	0.2	28.6	4	0.1	12.9
973	0	0.0	6.8	2	0.2	28.8	0	0.0	12.9
974	0	0.0	6.8	0	0.0	28.8	0	0.0	12.9
975	0	0.0	6.8	0	0.0	28.8	0	0.0	12.9
976	0	0.0	6.8	3	0.4	29.2	48	1.5	14.4
977	0	0.0	6.8	0	0.0	29.2	4	0.1	14.6
978	0	0.0	6.8	7	0.8	30.1	4	0.1	14.7
979	0	0.0	6.8	0	0.0	30.1	0	0.0	14.7
980	0	0.0	6.8	3	0.4	30.5	0	0.0	14.7
981	0	0.0	6.8	2	0.2	30.7	0	0.0	14.7
982	0	0.0	6.8	2	0.2	30.9	4	0.1	14.9
983	0	0.0	6.8	2	0.2	31.1	9	0.3	15.1
984	0	0.0	6.8	2	0.2	31.3	0	0.0	15.1
985	0	0.0	6.8	2	0.2	31.5	4	0.1	15.3
986	0	0.0	6.8	0	0.0	31.5	9	0.3	15.6
987	0	0.0	6.8	0	0.0	31.5	4	0.1	15.7

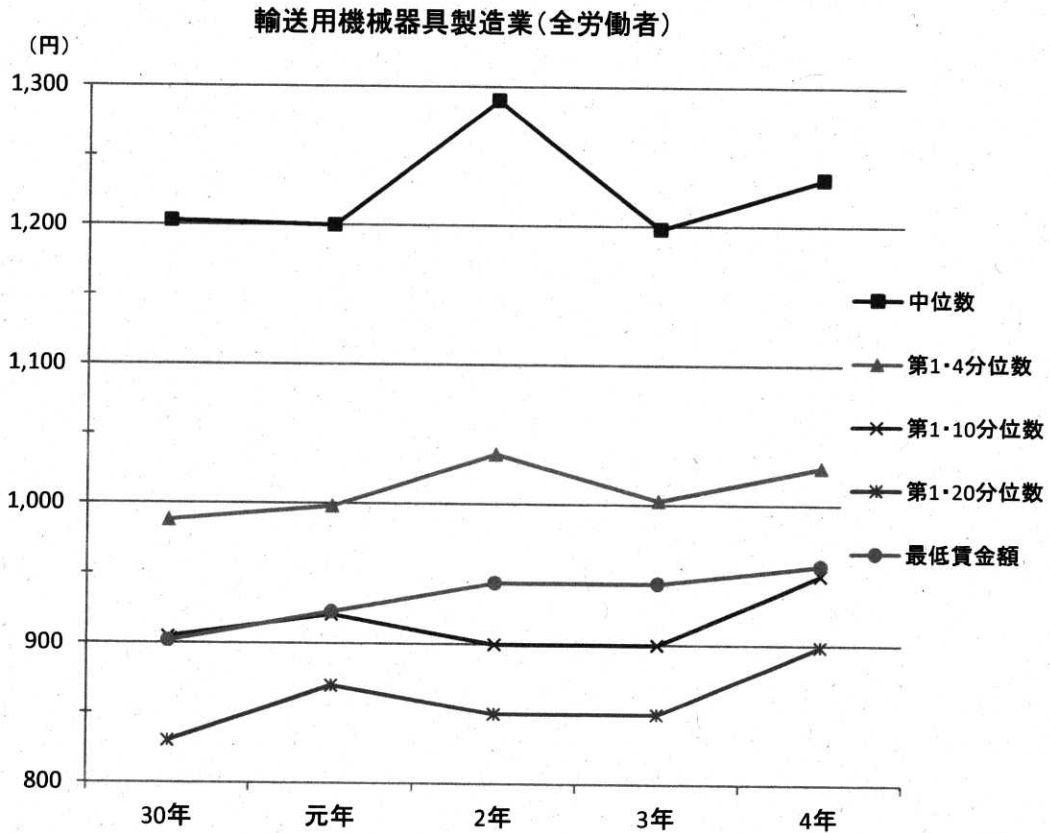
令和4年 規模別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
988	0	0.0	6.8	0	0.0	31.5	0	0.0	15.7
989	0	0.0	6.8	0	0.0	31.5	13	0.4	16.1
990	0	0.0	6.8	0	0.0	31.5	0	0.0	16.1
991	0	0.0	6.8	2	0.2	31.7	17	0.6	16.7
992	0	0.0	6.8	0	0.0	31.7	0	0.0	16.7
993	0	0.0	6.8	0	0.0	31.7	0	0.0	16.7
994	0	0.0	6.8	0	0.0	31.7	0	0.0	16.7
995	0	0.0	6.8	2	0.2	31.9	0	0.0	16.7
996	0	0.0	6.8	2	0.2	32.1	13	0.4	17.1
997	0	0.0	6.8	0	0.0	32.1	9	0.3	17.4
998	0	0.0	6.8	2	0.2	32.3	0	0.0	17.4
999	0	0.0	6.8	0	0.0	32.3	0	0.0	17.4
1,000	8	3.4	10.2	15	1.8	34.2	39	1.3	18.6
1,001	0	0.0	10.2	0	0.0	34.2	9	0.3	18.9
1,002	0	0.0	10.2	0	0.0	34.2	0	0.0	18.9
1,003	0	0.0	10.2	0	0.0	34.2	0	0.0	18.9
1,004	0	0.0	10.2	0	0.0	34.2	0	0.0	18.9
1,005	0	0.0	10.2	0	0.0	34.2	13	0.4	19.3
1,006	0	0.0	10.2	2	0.2	34.4	9	0.3	19.6
1,007	0	0.0	10.2	0	0.0	34.4	4	0.1	19.7
1,008 ~ 1,009	0	0.0	10.2	0	0.0	34.4	13	0.4	20.1
1,010 ~ 1,019	0	0.0	10.2	5	0.6	35.0	43	1.4	21.5
1,020 ~ 1,029	0	0.0	10.2	10	1.2	36.2	61	1.9	23.5
1,030 ~ 1,039	4	1.7	11.9	14	1.6	37.8	26	0.8	24.3
1,040 ~ 1,049	0	0.0	11.9	15	1.8	39.7	39	1.3	25.6
1,050 ~ 1,059	0	0.0	11.9	14	1.6	41.3	87	2.8	28.3
1,060 ~ 1,069	0	0.0	11.9	7	0.8	42.1	56	1.8	30.1
1,070 ~ 1,079	0	0.0	11.9	3	0.4	42.5	30	1.0	31.1
1,080 ~ 1,089	0	0.0	11.9	9	1.0	43.6	56	1.8	32.9
1,090 ~ 1,099	4	1.7	13.6	7	0.8	44.4	43	1.4	34.3
1,100 ~ 1,199	4	1.7	15.3	63	7.6	51.9	404	12.9	47.2
1,200 ~ 1,299	20	8.5	23.7	82	9.8	61.8	326	10.4	57.6
1,300 ~ 1,399	33	13.6	37.3	77	9.2	71.0	339	10.8	68.5
1,400 ~ 1,499	41	16.9	54.2	50	5.9	76.9	217	6.9	75.4
1,500 ~	110	45.8	100.0	194	23.1	100.0	769	24.6	100.0
計	241	100.0		839	100.0		3,128	100.0	
月平均賃金額	275,631			206,833			229,054		
月一人当たり労働時間数	169			158			170		
第1・20分位数	900			870			920		
第1・10分位数	1,000			880			962		
第1・4分位数	1,323			957			1,046		
中位数	1,487			1,170			1,221		
時間当たり平均額	1,627			1,291			1,345		

1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

輸送用機械器具製造業(全労働者)

	30年	元年	2年	3年	4年	対前年比
中位数	1,203	1,200	1,290	1,198	1,234	+36
第1・4分位数	988	998	1,036	1,003	1,027	+24
第1・10分位数	905	921	900	900	950	+50
第1・20分位数	830	870	850	850	899	+49
最低賃金額	902	923	944	944	957	+13
未満率	8.1%	10.0%	14.3%	14.8%	10.7%	-4.1
影響率	15.0%	17.7%	-	19.3%		



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時間額		957円	
未満率		10.7%			
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.10	958	12.50	526
2	2	0.21	959	12.50	526
3	3	0.31	960	12.62	531
4	4	0.42	961	13.14	553
5	5	0.52	962	13.24	557
6	6	0.63	963	14.02	590
7	7	0.73	964	14.12	594
8	8	0.84	965	14.50	610
9	9	0.94	966	14.62	615
10	10	1.04	967	14.71	619
11	11	1.15	968	14.81	623
12	12	1.25	969	14.85	625
13	13	1.36	970	15.07	634
14	14	1.46	971	15.57	655
15	15	1.57	972	15.57	655
16	16	1.67	973	15.71	661
17	17	1.78	974	15.73	662
18	18	1.88	975	15.73	662
19	19	1.99	976	15.73	662
20	20	2.09	977	16.97	714
21	21	2.19	978	17.06	718
22	22	2.30	979	17.32	729
23	23	2.40	980	17.32	729
24	24	2.51	981	17.42	733
25	25	2.61	982	17.44	734
26	26	2.72	983	17.59	740
27	27	2.82	984	17.85	751
28	28	2.93	985	17.87	752
29	29	3.03	986	18.04	759
30	30	3.13	987	18.23	767
31	31	3.24	988	18.35	772
32	32	3.34	989	18.35	772
33	33	3.45	990	18.65	785
34	34	3.55	991	18.65	785
35	35	3.66	992	19.11	804

統計法に基づく一般統計調査

※ 市町村番号

※ 事業所番号

※ 産業分類番号

※ 対象区分

枚のうち 枚目

最低賃金に関する基礎調査票

(令和4年6月)

厚生労働省 (秘)



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

【記入上の注意】

- ※欄は記入しなくても構いません。
- 令和4年6月1日現在(ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、令和4年6月分の見込み)の状況を記入して下さい。
- 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使ってください。
イ. 数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。
ロ. ○で囲む場合は、いずれか1つの数字を○のように○で囲んでください。
(注1) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含まれます。
イ. 事業主、社長、理事、取締役などの役員
ハ. 家族従業員
(注2) 2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と教えてください。

連絡先 TEL

主要な生産品の名称
又は事業の内容
(主として総売上高の最も多いものをいいます。)

記入担当者

法人番号

注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

1. 事業所に関する事項 (注)

事業所の労働者数(注1) (臨時、パートを含む) 令和4年6月1日現在	男	女	計
	人	人	人

2. 労働者に関する事項

【上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、所定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。】

(1) 連番	(2) 労働者番号 (番号、記号、氏名等) (イニシャル) 等が、後に内容についてお尋ねすることがありますので、あらかじめ分るようにしておいてください。	(3) 性別	(4) 就業形態 (パートと一般労働者の区別は、労働者番号の1桁目に入力してください。パート労働者は「1」、一般労働者は「2」を入力してください。)	(5) 年齢 (6月1日現在)	(6) 勤続年数	(7) 職種又は仕事の内容 「※対象区分」が2の事業所のみ記入してください。 例えば、プレス工、溶接工、金属検査工、清掃工、包装工、洗浄、選別、はんだ付けなどと具体的に記入してください。 なお、技能習得中の場合は(技能習得中)と記入してください。	(8) 基本給の賃金形態及び6月の基本給額 賃金形態が月給なら月額を、日給なら日額を、時間給なら時間額を、記入してください。変動することなく働く場合(出来高制の場合は通常の能率で働いた場合に支払われるべき金額)を記入してください。	6月分の諸手当(月額)			(14) 1日の所定労働時間 休憩時間を除く。	※ 事務処理欄				
								(9) 精皆勤手当 支給がない場合は0を記入してください。	(10) 通勤手当 支給がない場合は0を記入してください。	(11) 家族手当 支給がない場合は0を記入してください。		(12) その他の手当 たばこ、賞与、臨時手当、出張手当、深夜手当、休日手当、休日労働は念め支給がない場合は0を記入してください。	(13) (注2) 月の所定労働日数を記入してください。休日労働は念め支給がない場合は0を記入してください。	日	時間	分
1		1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3				
2		1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3				
3		1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3				
4		1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3				
5		1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3				
6		1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3				
7		1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3				
8		1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3				
9		1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3				
0		1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3				

(注) 2枚目以降については、1. 事業所に関する事項欄は記入する必要はありません。

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時間額	957円		
未満率		10.7%			
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.10	958	12.50	526
2	2	0.21	959	12.50	526
3	3	0.31	960	12.62	531
4	4	0.42	961	13.14	553
5	5	0.52	962	13.24	557
6	6	0.63	963	14.02	590
7	7	0.73	964	14.12	594
8	8	0.84	965	14.50	610
9	9	0.94	966	14.62	615
10	10	1.04	967	14.71	619
11	11	1.15	968	14.81	623
12	12	1.25	969	14.85	625
13	13	1.36	970	15.07	634
14	14	1.46	971	15.57	655
15	15	1.57	972	15.57	655
16	16	1.67	973	15.71	661
17	17	1.78	974	15.73	662
18	18	1.88	975	15.73	662
19	19	1.99	976	15.73	662
20	20	2.09	977	16.97	714
21	21	2.19	978	17.06	718
22	22	2.30	979	17.32	729
23	23	2.40	980	17.32	729
24	24	2.51	981	17.42	733
25	25	2.61	982	17.44	734
26	26	2.72	983	17.59	740
27	27	2.82	984	17.85	751
28	28	2.93	985	17.87	752
29	29	3.03	986	18.04	759
30	30	3.13	987	18.23	767
31	31	3.24	988	18.35	772
32	32	3.34	989	18.35	772
33	33	3.45	990	18.65	785
34	34	3.55	991	18.65	785
35	35	3.66	992	19.11	804

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金				
現行の最低賃金額	時間額			957円	
未満率	10.7%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	36	3.76	993	19.11	804
37	37	3.87	994	19.11	804
38	38	3.97	995	19.11	804
39	39	4.08	996	19.13	805
40	40	4.18	997	19.49	820
41	41	4.28	998	19.70	829
42	42	4.39	999	19.75	831
43	43	4.49	1,000	19.75	831
44	44	4.60	1,001	21.22	893
45	45	4.70	1,002	21.44	902
46	46	4.81	1,003	21.44	902
47	47	4.91	1,004	21.44	902
48	48	5.02	1,005	21.44	902